

神戸市水道公告

制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和 8 年 7 月 17 日

神戸市水道事業管理者 坂 田 昭 典

1 入札に付する事項

(1) 件名

単価契約工事発注資料作成支援システム構築業務

(2) 業務概要

本市において毎年度 5 地区について発注する単価工事契約の発注資料について、複数のエクセルを横断して手作業で作成している。業務の効率化と作業負担の軽減を図るため、資料作成業務を自動化するシステムを構築する。

(3) 履行場所

神戸市中央区橘通 3 丁目 4 番 2 号 水道局総合庁舎 3 階

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 担当部局

〒650-0016

神戸市中央区橘通 3 丁目 4 番 2 号 水道局総合庁舎 3 階

神戸市水道局配水課配水係

電話番号 (078) 958-7650

メールアドレス kobe-haisui@city.kobe.lg.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 8 年度及び令和 9 年度神戸市競争入札参加資格（工事請負又は物品等）を有すること。
- (3) 神戸市内に本店を有すること。
- (4) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

なお、入札参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き、開札日現在によります。

4 スケジュール

(1) 入札説明書等の交付開始

令和 8 年 7 月 17 日（金）

(2) 参加申込及び質問書提出期限

令和 8 年 7 月 27 日（月）午後 5 時まで

(3) 入札参加資格の通知・質問への回答

令和8年7月30日（木）

(4) 入札書提出期限

令和8年8月5日（火）午後5時まで

(5) 開札・落札者決定

令和8年8月6日（木）

(6) 開札結果通知

令和8年8月7日（金）

(7) 契約締結

令和8年8月6日（木）以降

5 申請手続等

(1) 申請書、入札説明書、仕様書等の交付期間及び方法

令和8年7月17日（金）から令和8年7月27日（月）午後5時まで

下記神戸市ホームページへ掲載する。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a01479/wtankeisystem.html>

仕様書等に関しては、神戸市ホームページに掲載している秘密保持誓約書（様式5）を提出した者に対して、2担当部局から電子メール等にて随時配布する。秘密保持誓約書は原則電子メールによる提出とする。

(2) 申請書等の提出方法

①提出書類

ア 入札参加申込兼資格確認申請書（様式1）

イ 令和8・9年度神戸市競争入札参加資格者名簿の登録証（様式2）

ウ 資本関係・人的関係調書（様式3）

エ 委任状（様式4）※代表者又は登録済みの受任者以外の者が申請する場合のみ

②提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送で提出する場合の郵送方法については、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

③提出期限

令和8年7月27日（月）午後5時まで

郵送する場合は、令和8年7月27日（月）までに必着のこと。また不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（令和3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時

④提出部数

1部

⑤提出先

2の担当部局

6 入札参加資格の審査及び結果の通知

(1) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、電子メールにより通知す

る。

(2) 結果の通知

令和8年7月30日（木）

(3) 入札参加資格がないと認定された者には、(2)の通知書にその理由を付す。

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

8 入札説明書、仕様書等に対する質問

(1) 入札説明書又は仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い質問表(様式6)を提出すること。

①提出方法

2の担当部局へ電子メールにて提出すること。提出後、2の担当部局へ電話連絡し、電子メール受領の確認をすること。

②提出期間

令和8年7月17日(金)から令和8年7月27日(月)(本市の休日の日数は算入しない。)の午前9時から午後5時まで

(2) 回答は仕様書の追補とみなし、全入札者に対して回答します。回答は5(1)のホームページに掲載します。

9 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

10 入札及び業務費内訳書提出の日時及び方法

日 時	令和8年8月5日（火）午後5時まで
提出場所	〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4番2号 水道局総合庁舎3階 神戸市水道局配水課配水係
提出方法	(1) 持参して行うこととし、郵送及び電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。 提出部数は1部とする。 (2) 入札書（様式7）及び業務費内訳書（任意様式）を一の封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印で封印し申請する「委託業務名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載する。
入札について	(1) 入札書記載金額について 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (2) 業務費内訳書について 入札金額に係る積算の内訳書の提出を求めるので、入札書提出時に業務費内訳書を添付すること。業務費内訳書が提出されない場合は、入札金額にかかわらず入札を無効とする。また、業務費内訳書の合計金額（税抜き）と入札金額が異なる場合も、入札を無効とする。

	(3) 入札金額の積算に当たっては、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うことを踏まえた金額としてください。
その他	(1) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は取消しをすることはできない。 (2) 入札への参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を入札書の提出期限までに提出すること。

11 開札予定日時及び方法

日 時	令和8年8月6日（木曜日）午前10時
場 所	〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4番2号 水道局総合庁舎3階 神戸市水道局配水課配水係
方 法	(1) 入札書は、上記の日時・場所において開札し、業務費内訳書は入札書の開札後に全ての入札参加者について確認を行うものとする。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。 (2) 提出した入札書及び業務費内訳書は、引換え又は取消しをすることができない。 (3) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。 (4) 10の方法によらないで提出された入札書及び業務費内訳書（期限までに到達しなかった場合を含む。）は、これを無効とする。 (5) 神戸市水道局契約規程第14条に基づくほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて、3に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。 (6) 業務費内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている、記載金額が入札価格と著しく乖離している等業務を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札書は無効とする。業務費内訳書が添付されていない場合（第11（4）の規定により無効となった場合を含む。）も、当該入札書を無効とする。 (7) 入札を無効とした場合は、当該入札書及び業務費内訳書は、返却しないものとする。

12 入札保証金

神戸市水道局契約規定第12条第2号の規定により免除する。

13 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、「単価契約工事発注資料作成支援システム構築業務」一式の総額により行う。
- (2) 予定価格以下の価格のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をしたものが2者以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとする。この場合、当該入札者がくじを引かない場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者の決定を行う。

14 入札結果の公表に関する事項

契約の相手方を決定した場合は、入札結果(入札者の商号又は名称、各入札者ごとの入札価格、落札者の商号又は名称を含む。)について神戸市ホームページにより公表を行うものとする。

15 契約に係る事項

落札後、契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。落札者は、速やかに神戸市水道局配水課で契約書類等を受領し、落札決定の日から10日(本市の休日を除く。)以内に所定の契約手続きをすること。なお、本業務は、令和8年度予算の成立を前提に行うものであり、予算が成立しない場合には、落札者と契約締結を行わない場合がある。

16 契約保証金

神戸市水道局契約規定第21条第1号の規定により免除する。

17 その他

(1)入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限
この入札に参加する複数の者(組合(共同企業体を含む。)にあってはその構成員)の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札はすべて無効とする。

ただし、該当する者の一社を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

①子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

ただし、①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

①一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1)株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

4)組合の理事

5)その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

②一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。